

第七十六回帝國議會
衆議院

治安維持法改正法律案委員會會議錄(速記)第三回

會議

昭和十六年二月十三日(木曜日)午前十時二十四分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 服部 英明君

理事 國三郎君 理事眞鍋 勝君

理事世耕 弘一君

江原 三郎君

田村 秀吉君

中野 寅吉君

西村 茂生君

濱野徹太郎君

藤田 若水君

三田村武夫君

小畑虎之助君

小山田義孝君

中村 高一君

藤本 捨助君

一松 定吉君

猪野毛利榮君

同日委員高見之通君及松木弘君辭任ニ付其ノ補闕トシテ小山田義孝君及世耕弘一君ヲ議長ニ於テ選定セリ
同日理事松木弘君ノ補闕トシテ世耕弘一君理事ニ當選セリ

出席國務大臣左ノ如シ

司法大臣 柳川 平助君

出席府政委員左ノ如シ

內務省警保局長 橋本 清吉君

內務事務官 村田 五郎君

陸軍少將 田中 隆吉君

海軍省法務局長 潮見 茂樹君

司法省刑務局長 秋山 要君

司法省行刑局長 金澤 次郎君

司法省調查部長 中島 弘道君

司法書記官 石田 壽君

司法書記官 太田 耐造君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

治安維持法改正法律案(政府提出)

○服部委員長 是ヨリ治安維持法改正委員會ヲ開會致シマス、此ノ際御要求ニナリマシタ資料ニ付テ政府委員ヨリ御説明ガアルサウデアリマス

○太田府政委員 昨日資料トシテ御要求ノアリマシタ點ニ付テ申上ゲタイト思ヒマス、合計十數種類ニ上ボリマスガ、其ノ中至急作成シテ間ニ合ヒマスモノト、一寸間ニ合ヒ兼ネルモノ、或ハ口頭御説明申上ゲタ方ガ適當ナモノトアリマスノデ、ソレニ付テ御説明申上ゲマス、第六十五回帝國議會及ビ第六十七回帝國議會ニ提出致シマシタ法案ニ付キマシテハ、至急ニ作成致シマシテ多分今日午後若クハ明日ニハ御手許ニ差出セルト思ツテ居リマス、尙ホ是ハ御要求ハナカツタノデアリマスガ、今度ノ改正案ト現行法ノ罰則トノ新舊比較ラシタモノモ便宜合セテ差シ出シタイト思ヒマス、次ニ最近ニ於ケル轉向者ノ數及ビ之ニ對スル政府ノ取扱狀況ノ資料御要求ガアリマシタガ、其ノ取扱狀況ニ付テハ書類差出シタイト思ヒマス、昨日御手許ニ差出シマシタ資料ノ第十九號ニ保護觀察ニ付セラレタモノノ轉向狀態別調ト云フノガアリマスガ、是ト其ノ在監中ノモノノ轉向狀態別調ガゴザイマスレバ、兩者合セテ轉向者ノ數、及ビ轉向狀態ト云フコトガ御分リニナルガラウト存ジマスノデ、此ノ在監中ノモノノ轉向狀態別ノ調ニ付テ至急作成シテ提出致シ

マスカラ、ソレデ御間ニ合セテ願ヒタイト存ジマス、私有財産制度ノ否認ヲ處罰スル外國ノ立法例ハ、制度自體ノ否定思想ヲ處罰シテ居ルモノハ一寸探シマシタガ見當リマセス、尙ホ能ク調べテゴザイマシタラ提出致シタイト存ジマスガ、恐ラクアルマイト存ジマスルノデ左様御諒願ヒマス、次ニ被檢舉者ノ職業、年齢、學歷別調ハ極メテ廣汎デゴザイマシテ、一寸間ニ合ヒ兼ネルト存ジマスガ、被告人及ビ被疑者ニ關スル調査デ御間ニ合セテ願ヒタイト思ヒマス、被告人ニ關シマスル類似宗教ヲ除ク思想犯ニ付テノ起訴當時ノ年齢別調ハ御手許ニ差出シマシタ資料ノ七號ニ載セテゴザイマス、類似宗教關係ニ付キマシテハ、資料ノ第十三號ニソレレ、ゴザイマスノデ、年齢別調ハソレデ御間ニ合セテ願ヒタイト思ヒマス、學歷別調ハ一般思想犯被告人ニ付キマシテハ昨日差出シマシタ資料ノ第八號ニ、類似宗教關係者ノモノニ付キマシテハ、資料ノ第十四號ニソレレ、ゴザイマスノデ、ソレヲ纏メテ一ツ御覽願ヒタイト思ヒマス、職業別調ニ付キマシテハ、類似宗教關係ニ付キマシテハ、差出シマシタ資料ノ第十五號ニゴザイマスガ、一般思想犯ノモノニ付キマシテハ、至急ニ作成シテ提出致シマス、次ニ被檢舉者ノ再檢舉調ノ御要求デアリマスガ、是モ非常ニ廣汎ニ互リマスノデ、一寸間ニ合ヒ兼ネルノデアリマス、併シ既ニ提出シマシタ資料ノ第十八號ニ檢舉ノ處分ヲ受ケマシタ釋放者ノ再犯調ガゴザイマス

ノデ——是ハ起訴猶豫以上ノ者ノ再犯調デゴザイマスガ、ソレデ御間ニ合セテ願ヒタイト存ジマス、轉向釋放者ノ業態調デアリマスガ、是モ相當廣汎ニ互リマスノデ、直グ調査ガ出來兼ネルノデアリマス、思想犯ノ保護觀察ニ付セラレテ居ルモノニ關シマスル職業別ノ調ベヲ提出致シタイト存ジマスガ、ソレヲ御覽願ヒタイト存ジマス、類似宗教團體ニ於キマスル被檢舉團體ノ綱領、主張及ビ宗教團體ノ治安維持法ニ觸レタ要點等ニ於キマシテハ、秘密會ノ席上デ御説明申上ゲタイト存ジマス

民族獨立運動ノ狀況ニ付キマシテモ同様ニ秘密會デ申上ゲタイト存ジマス、外地關係ノ民族獨立運動ノ狀況ニ付キマシテハ、特ニ朝鮮及ビ臺灣總督府ノ政府委員ノ方カラ御説明申上ゲル豫定ニナツテ居リマス、カラ、ソレデ御諒願ヒタイト存ジマス、昭和十六年度ノ檢舉狀況及ビ官廳關係ノ檢舉狀況等モ秘密會デ多少申上ゲタイト存ジマス

次ニ共產主義者ノ府縣別分布狀態ノ資料デゴザイマスガ、是モ一寸資料ガ間ニ合ヒ兼ネマスノデ左様御諒願ヒタイト存ジマス、保護觀察所別保護觀察狀況調ト云ノガゴザイマシテ、全國二十二箇所ノ保護觀察所別ニドノ位ノ保護觀察者ガアルカト云フ數字ノ表ガゴザイマスノデ、ソレヲ差出シタイト存ジマスガ、ソレヲ御覽置キ願ヒタイト存ジマス、間ニ合フモノハ大體お間ニ合セ致シタイト存ジテ調べタノガゴザイ

付託議案

治安維持法改正法律案(政府提出)
(第六二號)

マスガ、何分ニモ相當廣汎ニ互ル事項ガ多
イモノデスカラ、此ノ程度デ一ツ御許シ願
ヒタイト存ジマス

○藤田委員 私カラ御願ヒ申上ゲタ此ノ法
案ニ付テノ勅令案トモウ一ツ命令案ハドウ
ナツテ居リマスカ

○太田政府委員 只今申シ落シマシタガ、
勅令案デゴザイマスガ、豫防拘禁委員會ノ
官制ノ案ト保護觀察所ノ官制ノ案、ソレカ
ラ命令ノ方デゴザイマスガ、保護觀察處遇令
ト申シマスカ、サウ云フ風ナモノト、保護觀察
ニ付シマスル手續ニ關スル命令ノ案ト此ノ
四種類ハ提出致シタイト存ジテ居リマス

○一松委員 只今承リマシタ以外ニ斯ウ云
フ資料一寸御願ヒ致シタイ、ソレハ例ノ
翼贊會ノ中ニ轉向者ガ大分入ツテ居ルト云
フコトガ貴衆兩院ノ豫算總會ノ席上ニ於テ
屢々論議サレテ居ルノデアリマス、果シテサ
ウ云フ風ナ者ガ入ツテ居ルカドウカト云フ
コトヲ知リタイノデアリマス、其ノ翼贊會
ノ役員デ、中央及ビ地方ヲ通ジテ入ツテ居
ル轉向者ノ數ダケ宜シウゴザイマス、轉
向者以外ノ取調モ何モ受ケナイ、唯サウ云
フ思想ヲ持ツテ居ルト云フ者ニ付テハ調ベ
モ出來マセシ、又サウ云フコトヲ要求モ
致シマセシ、唯轉向者デス、ソレガ中央、
地方ヲ通ジテ此ノ翼贊會ノ役員ニ入ツテ居
ルト云フコトハ、モウ殆ド全國的ニ皆其ノ
役員ガ定マツタヤウデアリマスカラ、ソレ
ハ司法省デ分ラナケレバナラス筈デアル、
ソレ等ノ人ノ名前ハ要リマセスカラ、員數
ダケ宜シウゴザイマスガ、ソレヲ御提出
願ヒタイト思ヒマス

○眞鍋(勝)委員 私ガ請求シデアリマス各
府縣別ノ分布狀態ハ、電報デ照會スレバ一
日カ二日モアツタラ分ルト思ヒマスガドン
ナモノデセウカ

○太田政府委員 只今ノ翼贊會關係ノ轉向
者ノ問題デゴザイマスガ、各地方ノ支部ニ
ハ轉向者ハ入ツテ居ラナイサウデアリマス、
東京ノ本部ニドノ位入ツテ居リマスカ、或
ハ調べタ資料ガアルカモ知レマセスカラ、
調査致シマシテ御答ヘ致シタイト思ヒマス

○一松委員 私ノ承ツタ所ニ依リマス、ト、
轉向シタ人ヲ檢事ノ方デ紹介シテ翼贊會若
クハ企畫院ニ入レタト云フコトヲ聞イテ居
ル、今ノヲ擴張致シマシテ、翼贊會及ビ企
畫院ニ入ツテ居ル轉向者數、其ノ住所姓名
ハ要リマセスカラ、唯其ノ員數ダケヲ御示
シ願ヒタイト思ヒマス

○太田政府委員 府縣別ノ共產主義者ノ分
布狀況ニ付キマシテハ、昨日モ内務省ノ方
ト御相談致シテ見タノデアリマスガ、何分
ニモ相當廣範圍ナモノデスカラ一寸早急ニ
間ニ合ヒ兼ネルガラウト云フコトデアリマ
スカラ一ツ御諒承ヲ願ヒタイト存ジマス

○眞鍋(勝)委員 強ヒテトハ申サスケレド
モ、ソレハ電報デモ打テバ各府縣ニハ出來
テ居ルデセウカラ、ソレガ出來テ居ラヌト
云フコトハ怠慢ノ至リガラウト思ヒマス、
ソレハ出來テ居ル筈デス、ソレガ分ラヌデ
ドウシテ檢査ガ出來ルデアリマセウカ

○太田政府委員 思想犯ノ保護觀察ニ付セ
ラレテ居リマス者ハ、大部分ハヤハリ其ノ
地方ニ於キマシテマダ思想ガ抜ケ切レナイ
ト云フコトデ、各官憲方面カラ其ノ思想動
向ヲ觀察サレテ居ル對象ニナツテ居ルノデ
ゴザイマス、ソコデ此ノ保護觀察ニ付セラ
レテ居リマスル者ノ分布狀況ヲ御覽願ヘバ、
大體ニ於テ御必要ナ點ハ御分リニナルノデ

ハナイカト私共存ジテ居ルノデアリマス、
尙ホ只今ノ御話モゴザイマスノデ、モウ一
度相談ヲ致シテ見タイト存ジマスケレドモ、
中々御希望ノヤウナ資料ガ揃フカドウカ、
一寸分リ兼ネル次第デアリマス

〔午前十時三十分秘密會ニ入ル〕
〔午後四時四十九分秘密會ヲ終ル〕

○服部委員長 ソレデハ秘密會ヲ終ツテ是
ヨリ開會致シマス、委員ノ各位ニ御諮リヲ
致シマス、理事松木弘君ガ委員ヲ辭任セラ
レマシタノデ理事ノ補闕選舉ヲ行ヒタイト
思ヒマス、先例ニ依リマシテ委員長ヨリ指
名致シタイト存ジマスガ、御異議アリマセ
ヌカ

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○服部委員長 ソレデハ世耕弘一君ヲ指名
致シマス、御願ヒ致シマス、本日ハ是ニテ
散會致シマス、明日ハ午後一時カラ開會致
シマス

午後四時五十一分散會